

国際関連情報 Report from IFRIC

# IFRIC の活動状況

IFRIC 委員（住友商事(株)フィナンシャルリソースズグループ長補佐）

 おうち たかつぐ  
 鶯地 隆継

今回は9月および11月のIFRIC<sup>(注)</sup>で議論された内容について報告する。

8月に剥土費用の解釈指針公開草案が公開され、また年次改善作業が一段落したため、9月および11月の会議では、新たな年次改善を視野に入れたトピックスが中心となった。解釈指針レベルでの議論は7月から継続している株式報酬の権利確定条件および非権利確定条件の議題と、非支配持分に対するプットオプション（NCIプット）の議論の2つである。株式報酬に関してはフランスの会計基準設定主体（ANC）が手掛けている国際財務報告基準（IFRS）第2号の改善案のプレゼンテーションがあったほか、株式報酬にかかる源泉徴収税の会計処理などに関する議論があった。

## 株式報酬の権利確定条件および非権利確定条件

### 権利確定条件に関わる諸問題の解決方法について

7月のIFRIC会議で議論された権利確定条件と非権利確定条件を区別する方法について、9月の会議ではさらにさまざまな論点が追加された。9月の会議ではこれらの論点を整理するためにスタッフはIFRS第2号の大幅な修正案を

作成した。そしてその扱いについて国際会計基準審議会（IASB）に諮ることとした。

IASBはIFRICスタッフが提案した内容について審議し、その結果、IFRICスタッフの提案内容は、IFRS第2号の重要な原則に影響を及ぼす定義の変更なども含むため、マイナーな変更とはいえ、したがって年次改善の範疇を超えていると判断された。

このため、IFRS第2号の個別改善事案として別途IASBで審議した上で、個別のパブリックコメントを募集するなどのdue processが必要であろうと判断された。しかしながら、以下の2つの理由での個別修正事案として扱うことは行わないこととした。第1の理由は2011年6月までは、本件を個別修正事案として取り上げる余裕はIASBに無く、緊急性を要する事案が長期間放置されてしまうこととなるというものである。また、もうひとつの理由は、IFRS第2号はすでに非常に複雑な基準となっており、これを抜本的に見直すべきではないかとの提案がAdvisory Councilから提案されているからである。この点について、フランスの会計基準設定主体が簡素化案の作成に取り組んでおり、その内容については後述する。

以上から個別修正事案としてIASBで取り上

（注）IFRICの略称については、IFRS財団の新しい定款ではCommitteeと略することとなったが、本稿では当面の間IFRICとする。

げないが、その代わりに、問題点を7件の 이슈ーに分けて、その中で優先順位をつけて、ひとつひとつ別々に解決していくこととなった。そして、緊急性の高いもので IFRS 第2号の原則に抵触しないマイナーな修正で対応できるものは年次改善として提案し、それ以外のは運用上の問題として基準適用後のレビューの中で議論すべきものと、IFRS 第2号の原則に関わる修正として個別修正案件として扱わざるを得ないものに区分して対応することとなった。11月の IFRIC 会議で方向性が示された修正案は以下のとおりである。

### 修正案の提示

11月の IFRIC 会議では7つの 이슈ーについて、それぞれの解決方法および具体的な修正案が提示された。その結果、以下のとおり、次回の年次改善に織り込むものが4件、基準制定後のレビューに委ねるものが2件、そして個別の修正事案とするものが1件提案された。

次回の年次改善に織り込むもの

- ① 従業員の責任と業績目標の因果関係について  
修正案：業績目標は、企業全体として、またはその一部（例えば部門や個人）の業績のいずれかに関連することを明確にする。
- ② 株式市場インデックスの扱い（業績と関連するもの）  
修正案：業績目標は当該企業自身の業務、又は株価との関連によって定義されるということを明確にする。
- ③ 要求勤務期間より長い業績期間の扱いについて  
修正案：業績期間の長さを明確にし、業績条件は相手方が企業に対して勤務を提供している間に達成される必要があると明記する。

- ④ 雇用終了時の扱いについて

修正案：従業員が特定の勤務期間を満了出来なかったときに、理由にかかわらず、勤務条件を満たしていないことを明確にする。

基準改正後のレビューに委ねるもの

- ① 株式市場インデックスの扱い（市場変動など、業績と無関係の要素）
- ② 複数の権利確定条件の相互関係

個別の修正案件とするもの

競業禁止条項の扱い

なお、年次改善は9月の会議の際に提案されたような大幅な基準の修正ではなく、修正個所を極力少なくするように工夫され、業績条件と勤務条件の定義を権利確定条件から分けて定義する形とし、上記の修正要素についてもそれぞれに1行程度の修正だけを行うという非常にコンパクトな形で提案された。その理由は、IFRS 第2号はすでに相当複雑なルールとなっており、これ以上この基準を複雑にすることは得策でないという考えによる。また、以下で述べるとおり、簡素化の要請もあり2011年以降、何らかの形で抜本的な見直しを行う可能性もあるからである。

## IFRS 第2号の簡素化の検討（フランスの会計基準設定主体からの提案）

### Advisory Council での報告

11月の Advisory Council にてフランスの会計基準設定主体（ANC）から、IFRS 第2号の簡素化案の報告があり、IFRIC 会議でも同じ報告があった。IFRIC 会議で議論となったポイントを紹介するために、まず Advisory Council 報告の内容を簡単に紹介する。

ANCはIFRS第2号のコア原則を明確にして、会計基準をより理解・適用しやすくするというを目的としてプロジェクトを立ち上げることでIASBと合意し、その結果を最終レポートにとりまとめた。レポートでは現在のIFRS第2号には以下の不整合があることを指摘している。

### 指摘された不整合

株式報酬の当初の目的は、受け取った勤務の価値を表現することであった。このため、受け取った勤務の価値と等価交換された金融商品の付与日の公正価値を測定し、その金額によって費用認識することが基本的な考え方であった。ところが、実際には付与はされたものの、権利が確定せずに支払いが行われないケースがある。このため、従業員への最終支払いを念頭に置いて調整し、権利確定条件を満たせなかった場合には付与日に測定して認識した費用を取り消すことが提案され、現在のIFRS第2号はこの方法を採用している。

しかしながら、このような方法は受けとった勤務の価値を表現するという目的と、従業員への最終支払いを表現するという別々の目的を同時に解決しようとしており、不整合の原因となっている。またその不整合が原因でさまざまな濫用が可能となっており、それを防止するために基準が大変複雑となってしまう。上述の権利確定条件・非権利確定条件の区分の問題はその典型的な例である。

### 提案された2つのアプローチ

IFRS第2号にはこのような基本的な不整合が存在するというを前提に、以下の2つのアプローチを提案している。ただしANCはどちらのアプローチの優位性があるかということについて結論は出していない。

① 勤務単位アプローチ = 受け取った勤務の表現

② 支払アプローチ = 支払いの表現

①の勤務単位アプローチでは最終的な支払いが行われたかどうかにかかわらず、受け取った勤務を表現することのみが目的となる。費用を勤務期間に応じて比例的に配分するために、勤務単位というものを設定して、その勤務単位の測定は付与日のみで行う。勤務単位の公正価値はその後の修正はしない。勤務日数に応じて勤務単位を配分し費用計上する。なお、権利が確定せずに実際の支払いが行われなかったとしても費用の振り戻しは行わない。このため費用計上は平準化される。

②の支払アプローチでは支払われた勤務を表現することが目的となる。このため、勤務は全ての権利確定条件が完全に満たされた場合のみ受け取られたものとみなされる。したがって、従業員が権利確定期間を満たすことなく離職した時には、費用はそれに従って振り戻される。また発行された資本性金融商品は権利確定日まで每期再測定し、その差額をP/L計上する。このために損益は爬行する。

### IFRIC会議における議論

ANCは2つのアプローチについてどちらのアプローチに優位性があるとか、どちらかのアプローチに統一すべきであるといった趣旨の提案をしていない。このため議論は質問が中心であった。一点指摘があったのは、この提案されたIFRS第2号の改善プロジェクトについて、株式決済型報酬と現金決済型報酬を分けて処理するという考えはないのかという論点であった。この点についてANCからは、このプロジェクトをスタートする大前提として、株式決済型報酬と現金決済型報酬を分けることなく、両方を対象としてプロジェクトを進めるという約束で

あったので、分けて整理していないとのことであった。ただし、この点については私の方からも疑念を示しておいた。株式決済型報酬と現金決済型報酬とはそもそもの取引の性質・タイプが全く異なる取引である。株式決済型報酬は本来資本取引であって、損益取引ではない。(既存株主の希釈化の問題のみ)それを損益計算書の比較可能性の目的から、あえて損益取引としたもの。一方、現金決済型報酬はインデックスとして株価は使用されているものの、取引のタイプとしては通常の給与支払いと同じタイプの損益取引である。IFRS第2号の不整合の原因はこの2つのタイプの異なる取引を同時に扱おうとしているところであり、せっかく基本に戻って議論をするのであれば、この点に立ち入らなければ意味がない。

## 株式報酬の源泉徴収後の決済

### 問題の背景

企業が株式報酬を支払った場合に源泉徴収義務を負う場合がある。その際に通常の現金支払いの給与であれば、支払い現金の内数で源泉徴収出来るので問題ないが、株式報酬の場合は現金取引はまだ発生していない。一方で会社は源泉税の納付義務を負うので、課税当局に対しての支払義務が発生する。このような場合に企業はなんらかの方法で対応しなくてはならない。一番簡単なのは、源泉税見込額を現金で従業員から徴収し、それで納めるという方法であるが、それでは徴収が先行してしまい従業員負担が重くなるので通常は行われない。次に考えられる方法は、従業員から一定額のオプションを買い戻して、それを市場で売却し、現金に換えてから、それを税務署に納付するというもの。実際にこのような方法を採用している会社もある

ようである。しかしながら、この方法についてもいったんオプションを発行し、それを市場で売却するか、あるいはオプションの行使を行って、株式を発行した上でそれを市場で売却するという取引をしなければならず、手間も手数料もかかる。したがって、税金を納付するためだけにこのような手間をかけることを行う企業は少ない。実際に一番多く行われているのが、ストックオプションを発行する最初の段階から発行するオプションの数を税率分だけ少なく発行し、別途、税務署に対しては企業が自らの現金で源泉税分の現金を支払うという方法である。この方法であれば、従業員は実質的に自らの手で資金負担をすることなく、かつ、オプションや株式を売却するという手間もなく税金の支払いが完了する。

### 会計上の論点

上記のような方法を採用した場合に、実質的に資本決済型報酬として支払った部分は税引後の金額のみであり、会社が直接源泉税をおさめた部分は現金決済型報酬ではないかというのが会計上の論点である。その理由は、会社が実際に発行するオプションの総額は税引き後の金額のみであり、株式報酬総額のオプションの発行を行ってはいない。一方で、税務署に対しての支払義務は一定の期日での現金支払が求められている。このため、株式報酬を2つの取引として、一方を資本決済型報酬として相手科目を資本とするが、源泉徴収部分については現金決済型報酬であるので、相手科目は資本ではなく負債とすべきというものである。

米国基準では、この実務的な問題に対して極めてプラクティカルに対応している。それは、理論的にはこのような取引については現金決済型報酬であり、負債として処理するのが適当ではあるが、実務的にさまざまな問題があるので、

例外的に源泉徴収税額部分の取り扱いについては、資本決済型報酬として扱ってもよいという特例を定めているのである。

この点について、IFRSでも同様の特例を設けるか、あるいは特例は設けずに、原則どおり現金決済型報酬としての処理を要求するか、また、現金決済型報酬としての処理を要求とした場合にその判断基準は何かについて明確にする必要があった。9月のIFRIC会議での結論は、特例は設けるという選択はせず、本件を議題として取り上げることをrejectすることとした。その理由は、基準から判断すれば企業がオプションを発行していない源泉徴収部分については現金金決済型報酬として処理するしかなく、処理のばらつきは想定できないということである。IFRICは、その旨を明記したagenda decision案を作成し、9月に公表した。

### コメントレターの反応

このagenda decisionに対して強い反対のレターが寄せられた。就中米国の主要企業のCFOの組織であるFEI (Financial Executive International)からは、IFRICの提案は実務上全く不可能であり、とてもIFRICが経済的な実態をしっかり把握して提出された意見とは思えない。また、このAgenda decisionによって、US GAAPと新たなダイバージェンスを生むことになるが、そこまでの重要な判断をagenda decisionのような十分なdue processのない手続で結論を出すことは問題である、という厳しい意見が寄せられた。実際に米国の企業には株式報酬に対して源泉徴収義務があり、US GAAPの特例を用いた処理を行っている企業が多数あるようである。これらの企業にとっては、実務が大きく変わることになり、その点について重大な懸念が示されたのである。

### 11月のIFRIC会議での議論

このようなコメントレターを受けて、IFRIC会議ではagenda decisionとして『処理のばらつきは想定できない』と断ずることは避けた方がよいであろうということとなった。しかしながら、現行のIFRS第2号から判断するに、US GAAPのような例外規定がない以上、このような取引を株式決済型報酬として取り扱うことができるかと判断することは困難である。また例外規定を設けるということはIFRSの最も嫌うところである。したがって、もし何らかの対応をするとするならば、個別のIFRS修正事案となる。

ただ、基本に立ち戻って考えると、以下のようにも考えることもできる。IFRS第2号の目的は株式報酬の全体像を正しく捉えることにある。源泉徴収という行為は権利確定後の二次的な取引である。このような二次的な取引を別個の取引として別々の会計処理をすることが、IFRS第2号の目的にかなっていないのかどうかは疑問である。別個の取引とすることによって、却って株式報酬の全体像が見えなくなる。また一口に源泉徴収といっても国によってその方法も異なり、特定のケースだけを念頭に置いて結論を急ぐと実務的に対応できないような事態も想定される。

以上のような議論を踏まえ、本件については結論を急がず、次回のIFRIC会議においてケーススタディをもう少し深めたうえで、何らかの年次改善案を提案できるかどうか改めて議論することとした。

## 非支配持分 (NCI) に対する売建オプション

### 9月のIFRIC会議での議論

本件の背景については本誌31号に詳しく述

べたので割愛するが、簡単に述べると以下のとおりである。親会社 A が子会社 B の議決権の 80%を保有している。一方、被支配持分 (NCI) 株主 C は B 社の 20%の議決権を保有している。ここで、C は A 社に対して 20%の株式を買い取ることを請求する権利 (売建プットオプション) を有しており、A 社は C からの請求があれば、いつでも公正価値で 20%の議決権を買い取る責務を負っている。この場合、親会社 A はその連結財務諸表において NCI 株主 C が保有しているプットオプションをどのように計上すべきか、という問題である。

IAS 第 32 号第 23 項に従えば、このようなプットオプションは負債として処理し、その後の公正価値変動は IAS 第 39 号に従って、損益に計上しなければならないと判断できる。一方で NCI は IAS 第 37 号に従えば、資本の部に計上されなくてはならない。これは基準間の基本的な矛盾であり、解釈指針レベルで解決できる話ではない。

片や、IASB においては資本の特徴を持つ金融商品 (FICE) のプロジェクトが進んでおり、そこでは、この問題も含めて、負債と資本との区分の見直しを行っている。したがって、9 月の IFRIC 会議では、本件は FICE プロジェクトにおいて判断されるべき問題であるとの結論を出した。ただし、現在すでに行われている取引について、その計上を負債とすべきか、あるいは、事後の時価変動を損益に計上すべきかどうかについて、判断が必要な事案がたくさんあり、IFRIC はなんらかの見解を示す必要があった。そこで、IFRIC は、現時点においてすくなくとも IAS 第 32 号の規定は明らかであるので、この規定が存在する以上、NCI プットは負債とせざるを得ないこと、またその後の公正価値変動については損益として計上せざるをえないことを強く示唆する agenda decision paper を作成

し、9 月に公表した。

## コメントレターの反応

この agenda decision paper に対しては、賛同するコメントが多かったものの、NCI プットを負債計上してその後の公正価値変動を損益に計上するという部分的なことだけが強調されており、全体としてバランスを欠いているという指摘や、FICE プロジェクトの結論が出るまでは、1 つの会計処理を示唆していると取られるような文章を公表することは適切ではないとのコメントも多かった。さらに、ある監査法人は本件を FICE プロジェクトに委ねることについて、非常に強い懸念を表明した。FICE プロジェクトは現行進捗が遅れており、完全にファイナライズするまでにはあと 3 年程度かかる可能性があるといわれている。本件のように実際に問題が起こっている案件について 3 年も放置することは、誠意のある対応とはいえないという強いメッセージであった。特に、最近の傾向として、M&A において偶発対価の代わりに NCI プットを使用するケースが増えているとのことで、非常に緊急のニーズがあると。したがって、FICE プロジェクトで本件は検討するものの、同時並行して、あるいは、場合によってはそのプロジェクトに先行するような形で、本件の検討を進めてほしいということが強く要望されていた。

## 11 月の IFRIC 会議での議論

このようなコメントレターを受けて、IFRIC として何ができるかを検討した。スタッフは、短い解釈指針を出して、現行の基準の枠組みの中では NCI プットは負債として計上し、その公正価値変動は損益として計上しなければならないことを明確にすると提案したが、それについては、必ずしも IFRIC メンバーの賛同を得

られなかった。やはり、NCIを連結会計の一部として資本の部で計上することの是非について議論をしないまま、一方的に金融商品会計へのみ着目した解釈指針を作成するのは正しい対応ではないという結論になった。

しかしながら、連結会計と金融商品会計という大きな2つの会計基準間の矛盾がある以上、これを解釈のみで解決するのは困難であり、しっかりとした議論を踏まえた基準そのものの修正が必要で、現在進行中のFICEプロジェクトの方向性と矛盾しないことが重要となる。したがって、どのような方法が可能か、FICEプロジェクトチームとも十分相談の上、今後の方策を考えることとなった。いずれにせよ、本格的にIFRICがIASBのプロジェクトをサポートするような形で入り込むこととなった。

## 強制される開示と推奨される開示

### 9月のIFRIC会議で指摘された問題点

IFRSは注記情報開示の要求が多く、簡素化を行うことが求められている。そのためIASBは全ての開示項目についてレビューを行っているが、その中で、『強制される開示』と、強制はされないが、『推奨される開示』というものがあり、作成者にとっても、監査人にとってもその扱いが困難であることが分かった。

### 推奨される開示の共通の特徴

何故、『推奨される開示』という少し中途半端な開示方法があるのかについて、分析を行った結果、『推奨される開示』としたものについてはある共通の特徴があることが分かった。共通の特徴とは、以下の3点である。

(a) 特定の経済的状況を反映しており、通常の財務諸表には影響をあたえないこと

(b) ある産業の特定の特徴に焦点をあてていること

(c) 実務上はほとんど起こりえないこと

以上の特徴を踏まえると、通常は開示不要であって、強制開示を求めると大部分の企業にとっては無駄な作業になるような項目であるが、ある特定の状況や、特定の産業においては、財務諸表として非常に重要な情報を含む可能性のある項目であるということが分かる。

### IAS第1号「財務諸表の表示」にある開示すべき情報の原則

一方で、IAS第1号「財務諸表の表示」にある開示すべき情報の原則として、以下の項目が挙げられている。

① 財務諸表のどこにも表示されていないが、それらの理解に関連性のある情報を提供する。(IAS第1号 第121項(c))

② 経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断、及び財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響をもたらす判断について開示しなければならない。(IAS第1号 第122項)

したがって、IFRICは個別の会計基準に散在する『推奨される開示』の大部分がこのIAS第1号のこれらの規定に準ずるものであることに注目して、個々の基準にある開示要求をとりまとめて、IAS第1号の適用ガイダンスとしてとりまとめることを、提案した。

### IFRICの結論

IFRIC会議にはIASBメンバーも同席していたが、IASBメンバーから、開示に関しては、近い将来大幅な簡素化を念頭に置いて、その開示の要求方法を整理する(たとえば、要求と推奨という区分をなくして、全て重要なものであれば開示するという仕組みにする等) 予定であ

るとの発言があった。この発言を受けて、必ずしも緊急性があるわけでもないことから、IFRIC ではこれ以上の作業は行わないこととし、将来の IASB での作業に委ねることとした。

## おわりに

この 9 月、11 月の IFRIC 会議では、IFRS 本体の抜本的な修正が必要な案件が多かった。

IFRS の抜本的な修正は IFRIC の権限では行えず、IASB での審議が必要であるが、IASB は 2011 年 6 月の MOU のターゲットに向けて審議スケジュールが目いっぱいとなっており、新たな案件を検討する余裕が全くない。したがって、何らかの形で IFRIC が IASB の業務のサポートとして貢献できないかということを検討するような事案が多くなっている。2011 年 6 月にむけて熱い日々が続くようである。